

身体拘束等適正化のための指針

ケア・メンタリング

1. 本指針作成の要旨

当事業所における身体拘束等の適正化のため、本指針を定める。

2. 当事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、従業員一人ひとりが身体拘束による身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束禁止に向けた意識をもち、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない介護を実践することを基本理念とする。

緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行われない介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

3. 身体拘束に関する基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

原則として、利用者に対する身体拘束行及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の障害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとする。身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。

(3) 日常の介護における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことを取り組む。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する。
- ②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げない。
- ③利用者の思いを汲み取り利用者の意向に沿ったサービスを提供し多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- ④利用者の安全を確保する観点から利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。やむを得ず安全確保を優先する場合は委員会において検討する。
- ⑤やむを得ないと、拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう援助する。

4. 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 身体拘束等の適正化を検討する委員会を設置し定期的(障がい年1回、介護年4回以上)に開催するとともに、その結果について全従業員に周知徹底を図る。委員会は定期的に行われる開催と、身体拘束の適否判断を緊急に要する場合の適宜開催(適時委員会)の2種類とする。なお虐待防止委員会と同時に開催することもできるものとする。

(2) 身体拘束適正化委員会の構成員

①委員長(責任者)、事業所の責任者

訪問系サービス(部門長又は管理者兼サービス提供責任者)

相談系サービス(部門長又は管理者兼相談支援専門員)

就労系サービス(部門長又は管理者兼サービス管理責任者)

②身体拘束等の適正化担当者

訪問系サービス(常勤サービス提供責任者)

相談系サービス(常勤相談支援専門員)

就労系サービス(常勤サービス管理責任者)

③委員、法人代表、副代表、主任、左記以外に法人代表又は委員長が指名した者。なお、急な事態(数時間以内に身体拘束を要する場合)は、委員会が開催できない事が想定されるため、各スタッフの意見を盛り込み各委員長を中心に検討する。なお、必要に応じて、事業所従業員、協力医療機関の医師、精神科専門医等や知見を有する第三者の助言を得る。

(3) 身体拘束適正化委員会の主な検討事項

- ①身体拘束適正化のための指針の整備に関すること

- ②身体拘束廃止及び適正化のための年間研修計画と実施状況に関すること
- ③事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善に関すること
- ④身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続きに関すること
- ⑤身体拘束を実施した場合の解除に関すること
- ⑥報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底に関すること

(4) 身体拘束等適正化に向けた従業員の責務及び役割

・委員長

- ①身体拘束等適正化委員会の統括管理
- ②支援現場における諸課題の統括管理
- ③身体拘束等廃止に向けた従業員教育

・身体拘束等の適正化担当者

- ①家族、関係機関との連絡調整
- ②本人の意向に沿った支援の確立
- ③事業所のハード・ソフト面の改善
- ④記録の整備

・従業員

- ①拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ②利用者の尊厳を理解する
- ③利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
- ⑤利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥記録は正確かつ丁寧に記録する

5. 身体拘束等の適正化のための従業員研修に関する基本方針

介護に関わる全ての従業員に対して、人権及び身体拘束適正化・虐待防止のための研修を実施する。

(1) 新規採用者には採用時研修にて・人権、身体拘束適正化・虐待防止のための教育・研修を実施する。(所定様式の確認含む)

(2) 全ての従業員には、年間研修計画に沿って、障がい年1回、介護年2回以上人権及び身体拘束適正化・虐待防止のための教育・研修を実施する。(所定様式の確認含む)

6. 事業所内でやむを得ず身体拘束を行う場合の対応に関する基本指針

利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 緊急委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として委員長及び身体拘束等の適正化担当者、現場従業員が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性に3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討し身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し本人・家族に対する説明書・同意書を作成する。また廃止に向けた取り組みや改善の検討を担当従業員と行き、次回委員会にて報告する。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等に対し身体拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し同意を得たうえで実施し身体拘束に対する同意書を送付する。

(3) 記録と再検討

身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は5年間保存し必要時に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

(2)に規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除する。その場合は、契約者・家族に報告をする。

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
「身体拘束ゼロへの手引」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

7. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

事業所内でやむを得ず身体拘束等を行う場合の対応に関する基本方針に規定する組織的検討及び必要な手続きを経て実施するもの以外の身体拘束等事例を発見した従業員は、速やかに事業所の管理者及び身体拘束等の適正化担当者に報告する。報告を受けた管理者あるいは身体拘束等の適正化担当者は、事実関係を確認し、速やかに虐待防止委員会を開催し必要に応じて、身体拘束等を受けた利用者に係る支給決定市町村の虐待担当窓口はその旨を通報（相談）することとする。管理者あるいは身体拘束等の適正化担当者が身体拘束等を指示している場合は、他の上長者等に相談する。上記の対応を取り難い理由がある場合は、当該事例を発見した従業員が直接所管の市町村の虐待通報窓口に通報通報し、速やかな解決につなげるように努める。なお、身体拘束等を発見し管理者等に報告した従業員について、不利益な取り扱いを行わないこととする。

8. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

事業所内でやむを得ず身体拘束等を行う場合の対応に関する基本方針に規定する組織的検討及び必要な手続きを経て実施するもの以外の身体拘束等事例が発生した場合、「6. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針」の通り速やかに通報を行う。また、当該身体拘束等事例に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて原因の分析と再発防止策の検討を行うとともに、身体拘束に関し市町村から指導を受けた場合は指示に従い、必要な改善を行うこととする。身体拘束等事例及びその分析結果については、従業員に周知徹底し、再発防止に努めるとともに、事案発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証する。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページに掲載し、ご利用者及びご家族等、すべての従業員が閲覧可能とする。

10. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

本指針に定める事項以外にも、障害者虐待防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、身体拘束等の適正化の推進に取り組むこととする。

(附則)

- 1, 本指針は、令和4年4月1日から施行する。
- 2, 本指針は、令和6年4月1日から施行する。